

甘利行政改革・公務員制度改革担当大臣 臨時記者会見要旨  
(平成20年11月28日(金) 17:40~18:06 於:内閣府本府5階522会見室)

1. 発言要旨

遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。

内閣人事局につきましては、顧問会議、そしてそのもとでのワーキンググループにおきまして、私の要請にお応えをいただきまして、精力的にご検討いただきまして、そして報告を取りまとめていただきましたことに感謝をいたしております。

これまでいただきました報告をどのように具体化をしていくべきかを熟考してきたところでもあります。また、昨日は私自身、自民党、公明党の行革本部の会合にも出席をいたしまして、与党の関係皆様の声にも耳を傾けてきたところでございます。

これらを踏まえまして、本日麻生総理に私の考え方をご報告をいたし、ご了解を得てまいりました。また、総理からの指示もいただきましたので、皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目が内閣人事局設置の時期についてであります。

幹部職員等の一元管理と公務員全体の人事管理の説明責任を担う内閣人事局の設置であります。これは改革全体の中で極めて重要な位置を占めるものであります。できれば、早期に立ち上げることが望ましいわけではありますが、しかし早期の設置を急ぐ余り、十分な議論を尽くさずに、結果としてせつかく設置した内閣人事局が十分に機能しないというようなことがあってはならないわけであります。

そういった観点から、検討すべき課題が多岐にわたり、関係府省との折衝であるとか、与党での議論もこれから本格化するという現時点で、強引に21年度予算に間に合わせようとするのは、必ずしも適切ではないのではないかと考えるに至ったわけであります。

むしろその他の改革課題との整合性も踏まえまして、しっかりとした議論をして、その結論を得た上で、基本法の趣旨に沿った改革をきちんと実現をすると、まさにそれこそが拙速でもなく、先送りでもない進め方であるというふうに考えるに至ったわけであります。

したがいまして、内閣人事局につきましては、平成22年4月の発足を目指し、来年3月の法案提出に向けまして、必要な作業を鋭意進めることといたしました。

次に、2点目として工程表の策定についてであります。

繰り返しになりますけれども、内閣人事局の設置を22年度にするということは、断じて改革の先送りではありません。むしろ改革をしっかりと進めていくためには、内閣人事局だけではなくて、今般の公務員制度改革の全体像とそのスケジュールというものをあわせて検討をし、国民の皆様に対しまして公務員制度改革を大胆かつ着実に推進していくことをお示しをしまして、ご理解を得ることが重要と考えているわけであります。

具体的には、法案提出に先駆け、基本法に掲げるそれぞれの改革事項につきまして、いつまでに実現するのかということ具体的を示した改革の工程表というものを政府として決定をしたいと考えております。作業には早急に取りかかりまして、来年1月いっぱいを目途として取りまとめたいと考えております。その際に、基本法の定める全体として5年のスケジ

ュールがあるわけですね。この5年のスケジュールにつきましては、4年に短縮する方法で検討したいと考えております。

当然、内閣人事局の姿についても工程表に盛り込むこととなるわけですが、また工程表には特に与党でも昨日も指摘がありましたけれども、指摘のありました、まず1点として給与制度見直しの方向性やスケジュール、それから2点目として労働基本権の見直しのスケジュールについても盛り込みたいと考えております。この関係で、近日中に労使関係制度検討委員会に対しまして、私から正式に検討の加速を要請したいと考えております。

3点目といたしまして、政府部内、与野党との調整協議方針であります。

今後、各方面とよく議論をしつつ、内閣人事局の具体化を進めてまいります。私といたしましては、内閣人事局への機能移管につきましては、顧問会議の報告を尊重したいと考えておまして、事務局に対しまして報告に沿って関係府省との折衝を進めるよう指示したところであります。いずれは、私自身が直接折衝を行う場面もあろうかと考えております。

それから、総務省の行政管理局につきましては、顧問会議からの報告におきましては、両論併記でありましたが、移管する方向で折衝をいたします。

また、政府部内だけでなく、与党におきましても、さまざまな意見があることも承知をしております。今後、与党ともよくご相談をしてみたいと考えております。

なお、基本法は国会における修正を経まして成立をしたものであります。ご案内のとおりですが、修正に携わられた方同士で協議いただくのは結構なことをございまして、既に自民党に対しまして与野党協議の呼びかけをお願いしているところであります。与野党協議の場が設けられれば、私どもとしても積極的に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

## 2. 質疑応答

(問) まず3月に出される法案について、その段階で内閣人事局というものはどういう姿を大臣としてお考えになっておられるのでしょうか。

(答) 申し上げましたように、移管する機能としては、顧問会議からの報告を尊重したいと思っております。できる限りそれに沿って合議できるように、精力的に動いてまいりたいと思っております。

(問) 特に人事院に対しては、今のところに移管に反対していますけれども、3月までに協議が間に合う見通しでしょうか。

(答) 顧問会議から私に対する報告の中身の実現について、事務折衝、あるいは私自身が出ていく折衝でまとめていきたいというふうに思っています。

(問) 先ほど来総理から指示があったとお話がありましたが、具体的な指示の内容を教えてください。

(答) 総理からは、この22年度設置について了解いただいた際に、工程表をしっかりとつけて、それをバイディングするということが極めて大事なことだと。それから、全体の改革を前倒してやるということは、麻生内閣の公務員制度改革にかける思いがきちんと伝わるという話で、それをしっかりとやっていこうというお話でした。

(問) 今回、特に各省との協議が難航しているところがあれば教えていただければと思います。

(答) 今のところ、総務省の人事・恩給局、事務的に合意が成り立っているのはその部分だけです。ですから、行管局は私がその移管も要請するということを決めましたので、それから人事院、それから財務省につきましても、最終的に間合いを徹底的に詰める作業をせよということを事務方に指示をいたしております。大臣が顧問会議報告をそっくり政治的に受理するわけではないみたいなことを後ろ楯に、交渉を実交渉に入らないというような姿勢も見受けられるようですが、機能移管につきましても、これを全面的に尊重してやるということでもありますから、その旨、大臣が了承しているということで事務折衝に当たるようにという指示は既に出してありますので、毎日でも詰めるようにという指示を出してあります。

(問) 顧問会議の作業部会なんですけれども、休日返上で議論をしたと、大臣のほうからも議論を急ぐように指示されて、当初は大臣としても09年設置ということについては、こだわりというか、やったほうがいいんじゃないかというお考えがあったんじゃないかと思うんですけれども、どの時点で考え方が変わられたんですか。

(答) 上がってきた結果が顧問会議からの報告の中身は、非常に頑張ってくれた中身だったと思いますが、それが関係省庁と合意までとれていれば、スケジュールとして間に合うと思いました。しかし、なかなか顧問会議の報告に対して了解が中身がすべてとれていなかったと、事務的に当たらせても、かなり折衝状況が厳しいということを考えて、予算要求をするための党内、あるいは与党内手続等々考えていきますと、どうしても時間が足りないかなど。私が乗り出して1日、2日ですぐ了解がとれれば別ですけども、なかなかそういう状況にもなかつたものでありますから。

もちろん、小さく生んで、しっかり育てるとか、いろいろなことをおっしゃる方がいます。第一弾で立ち上げて、交渉の成果を見ながら機能を足していくという方法も確かにあるのでありますけれども、それはよくわかっておりますが、しかし立ち上げるところは、これはある程度しっかりした形にしたいという思いがありました。与党内でもそういう意見が大勢を占めておりましたので、そういう判断するに至りました。

(問) 大臣は11月14日に顧問会議から報告を受けた後、我々記者団に対して、この作業は私が就任する二月も前から本来は始めていなきやいけなかったのではないかというお話をされましたけれども、その2カ月間作業が停滞した理由、原因というのはどの辺にあるとお考えでしょうか。

(答) それは私以外に聞いてください。

漏れ伝わってくるのは、いろいろ政局が混乱をしました。そういう事態の中で、落ち着いた議論ができないというお話と私には伝わってきておりますけれども、それこそ百年に一度というようなことをやる場合に、私に対して一月で答えを出せというのは、幾ら何でも酷ではないかという思いを中身の重さを見て、この本職について中身の重さを見て、三月ぐらいはかかる仕事ではないかなと思ったわけです。ですから、少なくとも二月前には立ち上げてないといけなかったんじゃないのか、予算関連とするということであるならばという思いがいたしました。

さはさりながら、しかし泣き言も言っていられませんか、可能な限り拙速でなく加速をしてもらったと、それゆえ日曜日返上でやっていただいた。極めて異例なことだと思うんですけども、それでも拙速論というのは随分聞こえてきましたので。

(問) 先ほど今後のスケジュール、5年については4年に前倒していくとおっしゃいましたけれども、それ以外のスケジュールというのは。

(答) ですから、1、3、5は3を2に前倒しする作業をしないと5が4にはならないわけですね。3と5の間というのは、いろいろ体制をとる、地方も含めて基本法が仮に決着をしたとしたならば、そういう体制をとらなきゃならないという時間が必要なんですね。あるいは法案も大きなものは数本ですけども、関連法まで入れると数十本になるんじゃないですか、それが膨大な作業なんですね。ですから、全体をそれぞれ1、3、5というのは、それぞれを前倒していかないと、5が4にはならないんだと思います。そういう工程表も1月には示したいと思います。

(問) 先ほどおっしゃった給与制度の見直しや労働基本権については、2年後ということですか。

(答) ちょっと工程表をつくって、どれくらいの時期になるのか、まず給与法の話は、これはこういう給与の形にしたいと、基本権と離れてこういう形にしたいということをまずできるだけ早くつくり上げて、それを今の体制のもとでやっていくわけですから、人事院に提出をすると、そして勧告を受ける。それをできるだけ早くやっていただきますが、なかなか前のスタッフ職のときにも人勧をいただくのに、あれですら1年ぐらいかかったわけですから、相当加速させても、時間がかかると思います。

それと、並行して走ることになりましてけれども、人事院勧告、つまり自立的な労使関係を措置するという基本法上の課題、これについて検討委員会は来年度いっぱいという設計になっているんですね、1年、3年、5年では。来年度いっぱいというものを少なくとも来年度中以内と、来年度中ということになってはいますが、少なくとも来年以内にしないと

作業はおさまらないわけでありまして。これも昨日の党の会議でもできるだけ急ぐというお話をいただきました。検討委員会に対しても私が出ていきまして、その要請をしたいと思っております。

(問) 工程表については、1月に閣議決定をされるということですか。

(答) 1月いっぱいには閣議決定をしたいと思っております。それで、閣議決定ができない場合、できない場合というのは、そこまでに工程表のスケジュールを確定できない部分があった場合には、例えば公務員制度改革本部で本部決定して、法案を出すときまでには閣議決定というスタイルもあるかなと思っております。いずれにしても、最終的に閣議決定でバインドしたいと思っております。

(問) その段階では、少なくとも給与法の改正についても明確に時期を示されるということですか。

(答) 給与法についても、あるいは基本権につきましても、スケジュールを工程を明示したいと思っております。

(問) 人事院に関することですが、報告に沿って進めるということですが、連合の高木会長は現行制度で基本権が制約されている状況においては、代償措置を移管するという事は、代償措置を否定するものだとおっしゃっていますが、連合との調整というか、理解を求めるとはどのようなこととお考えでしょうか。

(答) 連合とも第1ラウンドは私も話し合いをしました。これから、折に触れてお話をしていく。人事院のこのまま何となくすべて守り切れるんだと、守るとか攻めるというのもちよっとおかしいんですが、移管なしにいけるんだと思われちゃ困るんですね。そうすると、交渉実務が緒につきませんから、そこはきちんとこちらからの質問に対してもお答えいただくということが誠意ある対応だと思っております。つまり、公正中立に関するところと基本権のところと、それがどこにどうかかわってくるのか、全部かかわってきますみたいな回答ではなくて、もっと具体的にかみ砕いて回答していただきたいと思っております。

(問) 確認ですが、顧問会議の議論が2カ月前にスタートしておれば、大臣としては、来年度設置の取りまとめができたというお考えなんですか。

(答) その可能性はかなり高かったんじゃないですか。というか、1月に取りまとめるにはやっぱり、あと2カ月ですか、私が働いた1カ月、あと2カ月、そういうふうに逆算するとということですね。

(以 上)